

事業進捗管理シート

評価年度	H24	H25	H26	対象外
				○

事務事業No 276 事業名 生活管理指導短期宿泊事業

分野別目標	2	個人を尊重し、人々がともに助け合う優しいまち
政策	2	高齢者・障害者支援の充実
施策	1	高齢者の生活の充実
基本方針	3	高齢者の住環境の整備

事業種別	継続	主な事務事業
事業期間	H12 ~	
事業実施の根拠法令		
関連個別計画		
担当課・担当課長 (Tel)	介護保険課	山田 喜道 (435-1190)
関連課		

【事業基本情報】

事業区分(1)	事業経費		管理経費
	その他	○	
事業区分(2)	自治事務	○	法定受託事務
	その他		
会計・予算区分	会計	介護保険事業特別会計	
	款	地域支援事業費	
	項	介護予防事業費	
	目	一次予防事業費	
	大事業	一次予防事業	
事項	地域介護予防活動支援事業		

「3つの約束・44の約束」との関連性

3つの約束	産業を元気に	まちを元気に	人を元気に	非該当
			○	
44の約束				○

1 事業概要及び実施内容

事業概要	事業目的（「誰・何」をどういう状態にする」ための事業か）	事業内容				
	介護保険法による保険給付の対象とならない高齢者が一時的に養護が必要となった場合、介護保険施設等に一時的に宿泊してもらい、生活習慣の指導、体調の調整をはかる。	介護保険法による保険給付の対象とならない高齢者が一時的に養護が必要となった場合、介護保険施設等に一時的（原則7日以内）に宿泊してもらう。				
実施内容		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		市内に居住する介護認定を受けていない65歳以上の高齢者が一時的に養護が必要となった場合、特別養護老人ホーム等の空き部屋に一時的に宿泊させ、生活習慣の指導・体調の調整をはかる。	市内に居住する介護認定を受けていない65歳以上の高齢者が一時的に養護が必要となった場合、特別養護老人ホーム等の空き部屋に一時的に宿泊させ、生活習慣の指導・体調の調整をはかる。	市内に居住する介護認定を受けていない65歳以上の高齢者が一時的に養護が必要となった場合、特別養護老人ホーム等の空き部屋に一時的に宿泊させ、生活習慣の指導・体調の調整をはかる。	市内に居住する介護認定を受けていない65歳以上の高齢者が一時的に養護が必要となった場合、特別養護老人ホーム等の空き部屋に一時的に宿泊させ、生活習慣の指導・体調の調整をはかる。	市内に居住する介護認定を受けていない65歳以上の高齢者が一時的に養護が必要となった場合、特別養護老人ホーム等の空き部屋に一時的に宿泊させ、生活習慣の指導・体調の調整をはかる。

2 事業コスト

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算	計画	決算	計画	決算
事業費	313	0	313		313		313		313	
伸び率 (%)	-		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%	
人件費	常勤職員	2,627	2,734	2,496	2,496		2,496		2,496	
	非常勤職員	0	0	0	0		0		0	
	小計	2,627	2,734	2,496	2,496		2,496		2,496	
国庫支出金	78	0	78		78		78		78	
県支出金	39	0	39		39		39		39	
市債	0	0	0		0		0		0	
その他	157	0	157		157		157		157	
一般財源(税等)	39	0	39		39		39		39	
所要人数	常勤職員	0.35	0.37	0.37	0.37		0.37		0.37	
	非常勤職員	0.00	0.00	0.00	0.00		0		0	
主な予算内訳										

3 目標及び実績

		指標名及び達成状況			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
活動指標	単位	全体目標値		全体目標達成度	年度目標値				
					実績値				
	単位	全体目標値		全体目標達成度	年度目標値				
					実績値				
成果指標	単位	全体目標値		全体目標達成度	年度目標値	70	70		
					実績値	0			
	単位	全体目標値		全体目標達成度	年度目標値	0.0%			
					実績値				